

## 第7章 計画の推進

### 1 計画の周知と効果的な推進

本計画の各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、県民、事業者、環境活動団体、行政の各主体が、第6章で掲げたそれぞれの役割を認識し、連携・協働して取組を推進していく必要があります。

このため、本計画を県ホームページへ掲載することや、冊子等を配布することにより、広く県民等への周知を図ることとします。

また、県が開催する環境関係のフォーラム等の各種会議はもとより、市町が実施する環境関係の各種イベントなどのあらゆる機会を利用して、県民等に本計画の内容及び各主体に求められている役割等についての理解を深めていただくとともに、県民、事業者、環境活動団体、行政の相互の連携や協働の促進を図っていきます。

県においては、本計画の各種施策の実施等について、県民環境部環境局が中心となって、各部局との連携を図り、進捗状況の点検や、環境関連の各種計画や新規事業などの調整に努めます。

## 2 計画の進行管理及び公表

本計画の実施状況や環境指標の達成状況等については、県民環境部環境局において、「計画の策定」(Plan)、「計画の実施」(Do)、「計画の進捗状況の把握・点検」(Check)、「計画の見直し」(Action)の一連の手続をPDCAサイクルにより管理し、計画の着実な推進を確保するとともに、必要に応じて計画の見直し、改善を継続的に実施します。

環境指標の推移等については、毎年度、環境白書や県のホームページで公表し、県民等との情報共有に努めます。

また、県環境審議会に計画の進捗状況等を必要に応じて報告し、計画の見直しや改善等に対する意見等を求めることとします。

### 計画の進行管理【PDCAサイクル】

